

平成二十二年二月五日受領
答弁第五三三号

内閣衆質一七四第五三号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「報償費を首相官邸に上納するという慣行」の意味するところが明らかではないが、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。なお、現在は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていることはなく、また、今後においても使われることはない。

四について

外務省大臣官房会計課審査室は報償費関連文書を外務省文書管理規則（平成十八年外務省訓令第十六号）に基づき保管している。

五について

これまでの経緯等を確認したところ、お尋ねのような事例の存在は確認されなかった。